

今月のトピックス

令和4年6月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>

※QR コードで弊社 HP へアクセスできます ⇒



【社会保険への加入についてのご確認】

従業員の社会保険加入の要件や加入のお手続きに関する弊所へのご連絡事項について、今一度ご確認をお願いいたします。

社会保険の加入要件は「**1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の4分の3以上(4分の3要件)である労働者**」となっております。

上記要件を満たすのであれば
以下の方々も社会保険の加入対象となります

- パート・アルバイト ○外国籍の者
- 試用期間中の者

また、従業員数501人以上の企業に関しては加入対象がより広く、週の所定労働時間が30時間未満のパート・アルバイト等の短時間労働者であっても、以下の「全て」にチェックが入る場合は対象となります。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上(契約上週20時間未満であっても、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には3ヶ月目から加入となる)
<input type="checkbox"/> 月額賃金(最低賃金法において算入しない賃金(精皆手当、通勤手当及び残業手当等)を除く)が、8.8万円以上である
<input type="checkbox"/> 1年を超える雇用の見込みがある
<input type="checkbox"/> 昼間学生ではない

なお、事業規模・雇用期間要件は令和4年10月より以下のように改正となります。

	H28年10月～ 【現行】	R4年10月～ 【改正後】
事業規模※	従業員数501人以上	従業員数101人以上
雇用期間	1年を超える継続雇用の見込み	2ヵ月を超える継続雇用の見込み

※フルタイムの従業員と週労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員の合計

<社会保険加入手続きにあたっての留意点>

- 上記要件に該当する従業員を新たに雇い入れる際は雇用形態や試用期間等に関わりなく**雇い入れの日**から加入となります。
- 加入手続きの際には月の見込み賃金額の情報が必要になります。基本給と諸手当に通勤手当や見込みの残業手当、歩合給等を含めた「**総支給額**」をご連絡ください。
- 加入する従業員に扶養に入られる方がいる場合は本人の情報に加え、被扶養者の「氏名、読み仮名、性別、マイナンバー、年間収入、同居か別居」をご連絡ください。なお、被扶養者の年間収入は**130万円(60歳以上は180万円)未満**である必要があります。(収入によっては別途、収入証明をお願いするケースもあります。)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【 今月の担当 : 古澤 】